

所有者等を確認することができない農地を利用する権利の設定に関する裁定の公告

農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 41 条第 2 項において読み替えて準用する同法第 39 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定する裁定をしたので、同法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 5 年 3 月 10 日

滋賀県知事 三日月 大造

1 農地の所在等

- (1) 所在および地番 犬上郡甲良町大字尼子字位田 2681
- (2) 地目 田
- (3) 面積 4,684 m²

2 利用権の内容等

- (1) 内容 賃貸借
- (2) 始期 令和 5 年 3 月 31 日
- (3) 存続期間 5 年
- (4) 借賃に相当する補償金の額 234,200 円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金 理事長 中田佳恵 大津市松本一丁目 2 番 20 号

4 農地の所有者等の情報 農地の登記名義人が死亡し、その相続人も不明である。

5 補償金の支払の方法 利用権の始期までに大津地方法務局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付 農地の所有者等は大津地方法務局において、補償金の還付を受けることができる。